

令和8年6月1日現在

許可番号	派40-300131
事業所	くろがね工業株式会社
許可年月日	平成 17年 6月 1日

マージン率等の情報提供について

①派遣労働者数
5人
②派遣先事業所数(実数)
2事業所
③労働者派遣に関する料金の額の平均額
25,340円(8時間 全業務平均)
④派遣労働者の賃金の額の平均額
20,300円(8時間 全業務平均)
⑤マージン率
19.89%
マージン率 = $\frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$
⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を
<input checked="" type="checkbox"/> 締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (期間を定めなくて雇用されているもの)
当該労使協定の有効期間の終期 (令和9年3月31日)
<input type="checkbox"/> 締結していない
⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
訓練内容
・入職者基礎訓練(適性検査等)
・職種転換訓練(車輛免許取得・実施前訓練)
⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)
・社会保険料(雇用保険・厚生年金・健康保険・労災保険)
・福利厚生費(健康診断等)
・教育研修費
・会社運営費
・営業利益